

## 【専占と眠れる通商条項】

1. （合衆国憲法上の権限に基づいて）連邦議会が制定した法律の規定において、州法による規制が禁じられている場合（最高法規条項の適用）——明示的専占（express preemption）

〔たばこの健康に対する影響に関する規定〕

15 U.S.C. §1333(a)

その包装に「医務局長の警告：喫煙は肺ガン，心臓病，肺気腫を起こします。妊娠合併症を起こす可能性もあります」などの表示を含まないたばこを合衆国内での販売・流通を目的に製造等すること，及び，同様の表示を含まないたばこの広告をすること，は違法であることを定める。

15 U.S.C. §1334(a)

……no statement relating to smoking and health, other than the statement required by section 1333 of this title, shall be required on any cigarette package.

喫煙と健康とに関して，1333 条で義務づけられるもの以外の表示がたばこの包装に義務づけられることはない。〔包装上の表示に関しては，連邦も州も 1333 条によるもの以外の要件を課すことは不可〕

15 U.S.C. §1334(b)

No requirement or prohibition based on smoking and health shall be imposed under State law with respect to the advertising or promotion of any cigarettes the packages of which are labeled in conformity with the provisions of this chapter.

本章の規定に適合した表示のある包装のたばこの広告又は販促に関して，州法によって，喫煙と健康とに基づく要件が課されたり禁止されたりすることはない。〔表示要件を満たしたたばこの広告に関して連邦法で要件を課することはできるが〔15 U.S.C. 1333(a)はそれに該たる〕，州法で広告に関する要件を定めることはできない。〕

2. 合衆国憲法によって連邦に与えられた権限に基づいて連邦議会が制定した法律の存在によって（権限の行使・発動によって），黙示的に州法による規制が禁じられる場合（黙示的な最高法規条項の適用）——黙示的専占（implied preemption）

・州際通商の場合の例

Campbell v. Hussey, 368 U.S. 297 (1961)

競売される葉たばこの統一的分類基準を定める連邦の法律に基づいて，農務大臣が，青色の荷札で，たばこの品種，等級などを表示することを定めるとともに産地では区別しないとする規則を制定していた。ジョージア州産の葉たばこに白い荷札をつけることを定めたジョージア州の法律について，その執行の差止が求められた。最高裁は，たばこについて，産地ではなく特徴（characteristics）によって統一的分類を定めた連邦法の制定によって，葉たばこの種類表示の事項は連邦によって専占されているとして，当該ジョージア州の法律を無効とした。

Florida Lime and Avocado Growers, Inc. v. Paul, 373 U.S. 132 (1963)

連邦の法律のもとではアボカドの油脂分は7パーセント以上でなければならないとされていたところ，カリフォルニア州の法律は，油脂分が8パーセント未満のアボカドの販売を禁じた。このカリフォルニア州の法律について，連邦最高裁は，アボカドの油脂分についての規制を専占する意思是連邦議会になく，連邦の規制は統一的基準を定めるものではなく，最低基準を定めるものである，と認定して，有効とした。

3. 合衆国憲法による連邦への州際通商規制権限の授与によって（州際通商規制権限を与える合衆国憲法規定の存在によって）、州法による規制が（黙示的に）禁じられる場合（Dormant Commerce Clause）——commerce clause の存在（そして、それが象徴する自由な州際通商という価値）によって、州は、州際通商の自由な流れを阻害してはならず、また、全米に統一的な規制が必要とされる通商の局面を規制してはならないとされる。他方、州は州民の健康・安全などを保護するための規制を定めることが許される（たとえ付随的に、州際通商に負担を加えるものであっても）。——不当な負担←→許容される規制

South Carolina State Highway Department v. Barnwell Bros., 303 U.S. 177 (1938)

道路の維持および交通安全の観点から、車両幅 90 インチ、または総重量 20,000 ポンドを超えるトラックの州道通行を禁止した州の法律について、最高裁は、州道の利用は地方的事項であり、そのような事項に対する州による規制は差別的なものでない限り、たとえ州際通商に負担を課すものであっても許されるとして、合憲とした。

Southern Pacific Co. v. Arizona, 325 U.S. 761 (1945)

1 列車当り、客車であれば 14 両、貨車であれば 70 両を超える列車の運行を禁止した州の法律（Arizona Train Limit Law of 1912）に違反したとして訴えられた鉄道会社が、その法律は合衆国の通商規制権限を制約するもので違憲であると主張した。

最高裁は、合衆国に与えられた州際通商規制権限によって州の通商規制権限がすべて排除されるわけではないとし、規制によって得られる利益と州際通商に対する影響とを比較衡量して合憲性を判断すると述べた上で、該規制によって事故減少は保証されない（列車が短くなると、列車数を増加せざるを得ない）のに対して、州際通商は大きく阻害されるとして、違憲とした。